

伊賀市立中学校標準制服検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市立中学校標準制服検討委員会の設置、所掌事項、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 伊賀市立中学校の標準制服の導入に向けた検討(以下「標準制服導入検討」という。)をするため、伊賀市立中学校標準制服検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、標準制服導入検討に関する事項を所掌する。

(組織)

第4条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、12人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 校長会の代表者
- (2) 教員の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 教育委員会の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から標準制服導入検討が終了する日までとする。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年7月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初に行われる委員会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、標準制服導入検討が終了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。